

10月17日(木)～23日(水)は「薬と健康の週間」です
薬と上手に付き合ひましょう！



▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

薬は私たちの健康を守るため、とても大切なものです。薬との上手な付き合い方を考えてみましょう。

「お薬手帳」を活用しましょう

病院や薬局に、お薬手帳を持っていきましょう。薬の飲み合わせや重複、副作用、アレルギーなどをチェックしてくれます。複数の薬局を利用している場合は、お薬手帳を1冊にまとめましょう。

「かかりつけ薬局」を持ちましょう

複数の医療機関を受診している場合でも、薬の情報をまとめて継続的に管理してもらえます。薬の重複や相互作用による悪影響を防ぐことができ、治療が効果的になるようにサポートしてくれます。

「健康サポート薬局」や「認定薬局」を知っていますか？

「健康サポート薬局」では、薬の調剤に限らず、市販薬などの相談や健康食品に関するアドバイス、食事や介護への相談、適切な医療機関への紹介などを行っています。

「認定薬局」には、次の2種類の薬局があります。

地域連携薬局

通院時だけでなく、入退院時や在宅医療への対応など、医療機関や介護施設などと服薬情報を共有し、より一層連携した対応ができる薬局

専門医療機関連携薬局

がん診療連携拠点病院などと密な連携を行いながら、高度な薬学的管理ができる薬局

※医療情報ネット(ナビイ)では、「健康サポート薬局」や「認定薬局」を含む薬局を検索できます。



▲「医療情報ネット(ナビイ)」はこちらから

「おうちに「残薬」はありませんか？」

飲み忘れや飲み間違いなどで、残っている処方薬のことを「残薬」といいます。残薬がある場合は、薬剤師に相談してください。薬が残ってしまった原因を一緒に考え、安全に服用できるようにアドバイスをくれたり、残薬を捨てずに済むように薬の数を調整してくれたりします。

「ジェネリック医薬品」を使ってみませんか？

価格が安く自己負担が少なくなる「ジェネリック医薬品」があります。有効成分は同じで、効き目に違いはありません。ジェネリック医薬品を希望する場合は、医療機関や薬局にご相談ください。

薬剤耐性菌(AMR)を知っていますか？

抗菌薬の不適切な使用により、抗菌薬が効きにくい細菌(薬剤耐性菌(AMR))の増加が問題になっています。薬剤耐性菌に感染すると、治療が難しく、重症化しやすくなり、さらには死亡に至る可能性が高まります。抗菌薬は、医師・薬剤師の指示を守って正しく使用しましょう。



今年度の健康診査は、10月31日(木)までです

健康診査は、わずかな変化を早めに見つけ、あなたの健康を守ります。毎年欠かさず受けましょう。

今年度の健康診査は、三豊市・観音寺市の実施医療機関で10月31日(木)まで受診できます。受診の際には事前予約をし、5月下旬に送付した水色の封筒と健康保険証を必ず持参してください。

※健康診査の実施期間終了間際は、混み合う場合がありますので、早めに予約をして受診してください。



健康

高齢者定期予防接種

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種を開始します

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014



▲インフルエンザ
予防接種



▲新型コロナ
予防接種

対象者には予診票を送付しています。希望者は、医療機関で予約し、接種してください。

インフルエンザは青色、新型コロナウイルス感染症は白色の封筒です。

①市に住民票がある、昭和35年3月31日以前に生まれた65歳以上の人は、昭和35年1～3月生まれで、インフルエンザ予防接種を希望する人は、65歳の誕生日以降に健康課までご連絡ください。

②60～64歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害がある人、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある人(身体障害者手帳1級を有する人)

接種期限
令和7年3月31日(月)まで

※新型コロナウイルス感染症予防接種は、ワクチンの流通状況により、接種開始時期が遅れる場合があります。

接種費用
インフルエンザ 1,200円
新型コロナウイルス 2,100円

※生活保護世帯または市民税非課税世帯の人は、予防接種を受ける際に証明書類を医療機関に提出することで接種費用が無料になります。

健康

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

医療費などを全額自己負担したときはご相談ください

▶申し込み・問い合わせ 健康課 ☎73-3014 県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866



療養費の申請について

本人がいったん全額を支払った次のような場合は、後から健康課または各支所へ申請して認められると、自己負担額以外が「療養費」として支給されます。

※申請には時効があります。

療養費の支給対象

- ・やむを得ず、被保険者証(保険証)を持たずに診療を受けたとき
- ・医師の指示で、コルセットなどの治療用器具を作ったとき
- ・骨折や捻挫など保険適用となる内容で、柔道整復(接骨院・整骨院)にかかったとき
- ・医師の同意を得て、あんな・マッサージ、はり・灸などの施術を受けたとき
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分が区分Ⅱで、長期入院該当の申請をして、食事代の差額が生じたとき
- ・緊急の手術や重病などのやむを得ない理由により、医師が認めた入院や転院をする場合で、救急車で搬送が困難なとき(移送費)
- ・海外渡航中に治療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)

柔道整復(接骨院・整骨院)のかかり方

接骨院・整骨院にかかるときは、負傷の原因を正しく伝えて施術を受けましょう。また、治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。

保険適用となる施術

打撲、捻挫、骨折、挫傷(肉離れなど)、脱臼

※応急手当を除き、医師の同意が必要です。

全額自己負担になる施術

- ・単なる肩こり、腰痛、肉体疲労
- ・特にケガはないが、疲れを取ることに目的のもの
- ・古傷など、症状改善が見られない長期の治療
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・整形外科や外科で治療中の部位など

県後期高齢者医療広域連合からのお願い

接骨院・整骨院から広域連合への療養費の請求には、保険対象外の施術など不適切な請求が見つかることがあります。

適正な保険給付のために調査が必要な場合には、広域連合から被保険者に、「負傷原因」「施術年月日」「施術内容」などを直接照会する場合があります。

このため、医療費通知や領収書は保管し、照会があった場合は、回答にご協力ください。